平成２２年（フ）第７８２号
埼玉県飯能市新町31番９号　第１弥生荘８号
債務者　五味川吉雄
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２号
新潟県燕市小古津新1651番地６
債務者　小嶋　幸一
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第８３号
新潟県加茂市駅前１番12―44号
債務者　阿部　紀子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第８７号
新潟県加茂市学校町14番Ｃ―13号、前住所新潟県燕市次新947番地１
債務者　田村　信夫
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第８８号
新潟県三条市北入蔵２丁目８番５号
債務者　三崎屋こと　山崎　義郎
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第８９号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙1844番地３
債務者　渡邊　和美
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第９６号
新潟県三条市三竹１丁目18番４―３号
債務者　栗山　竹年
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１７６号
岐阜県土岐市泉町大富1935番地の380
債務者　濵河　寛子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４５７号
静岡県沼津市下香貫善太夫3131番地の３　エンゼルハイム香貫第２
債務者　小柴　茂行
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
静岡県沼津市下香貫善太夫3131番地の３　エンゼルハイム香貫第２
債務者　小柴千代子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
静岡県伊豆の国市四日町232番地の１　山下ハイツ306号、前住所静岡県田方郡函南町塚本185番地の１
債務者　加藤　千昭
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４１３号
愛知県一宮市時之島字西島６番地６
債務者　山下　真吾
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４３８号
愛知県稲沢市稲島町洲原東4639番地３　サンマンションアトレ国府宮205
債務者　上田　里美
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４１号
北海道岩見沢市１条東９丁目15番地２　フローレス19　104号
債務者　平田　亮希
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１４７号
北海道岩見沢市大和一条６丁目44番地
債務者　樋爪　英一
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１５２号
北海道美唄市西４条北３丁目２番１号
債務者　坂下　大介
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２７１４号
愛知県海部郡蟹江町大字今字川東上115番地ランティスカニエ101号、住民票上の住所名古屋市港区明正１丁目315番地
債務者　丹羽　淳次
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８４０号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目21番地の１　メゾンアオキ301号
債務者　豊田一男こと　秦　　一男
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部